

質問に対するご回答

1. 福永議員 代表質疑 環境の保全に関する細目協定の締結について

質問 アのご答弁で、「(JFE が) 主要な発生源の一つ」とされていますが、JFE のほかにも発生源があるのでしょうか？

提言において「臨海部4地点が他の地域より降下ばいじん量が多い要因としては、様々な発生源が考えられるが…」と記載されているとおり、臨海部における粉じんについては様々な発生源が想定されます。提言では特に発生源の例示はされておきませんが、臨海部の他の事業所や幹線道路、土地の造成などが挙げられるものと考えられます。

質問 イ で

- ①「30年度から体制を強化している」とのことですが、体制の強化とは具体的にどのようなことでしょうか。

南西系の強風時に立入検査を随時実施することを指しています。

- ②「更なる自主的な対策を求めていく」とありますが、何をどのように求めていかれるのでしょうか。

事業者と緊密な連携を図った上で、粉じんの発生を抑制するための対策を速やかに進めていくよう求めていきます。

- ③事業者に対し、「散水の徹底」、「発塵の未然防止」などを指導しているとのことですが、現在 JFE が行っている散水や発塵対策が、実際の粉じん被害にどのくらいの効果が出ていると評価されていらっしゃるでしょうか。

散水等の対策は、定量的に評価することはできないものの粉じんの抑制効果はあるものと考えています。

- ④「地域住民に対して分かりやすい情報提供を行うよう努めていく」とのこと。住民への情報提供は、どのような形で行っていかれるのでしょうか。

住民への情報共有は重要であると考えていることから、他自治体の状況を参考に、引き続き本市における情報共有の手法について検討していきます。

2. 松井佳代子議員 一般質問

調査地点について

JFE が設置している問屋町のマンションについては参考地点ということで、公開対象ではありません。しかし、問屋町は特に粉じん被害が深刻なエリアであることから、公開の対象とすべきです。個人の住宅なので公開は難しいということでしたら、改めてマンションに了解をもらい、公開を承諾いただいた上で市の調査地点にしてはどうでしょうか。

問屋町においてはすでに千葉職業能力開発短期大学校に調査地点を設けており、現時点で、他のマンション等に設置する計画はありません。

3. 岡田 慎議員 一般質問

環境目標値の見直しについて

- ①加古川市と情報交換を行ったとありますが、情報交換の具体的な内容についてお示し下さい。

別添をご参照ください。

また、環境目標値の見直しについての今後のスケジュールをお知らせください。加古川市以外で市として聞き取りしたり参考にする自治体はありますか。

現時点で、次期千葉市環境基本計画の策定に合わせて見直しを進めていくこととしており、具体的なスケジュールは決まっていません。

また、高炉が所在する自治体の情報収集をしたところですが、別添をご参照ください。

②環境目標値の見直しについては、環境審議会からの答申に際し、審議会に具体的な内容を検討する専門委員会の設置を予定しているとありますが、委員にはどのようなメンバーを想定されていますか、また地域住民も入るのでしょうか。

環境基本計画全般を審議するための委員会なので、地域住民を入れる予定はないと聞いています。

環境審議会

環境目標値の見直しについては、環境審議会に諮問し答申をいただくと聞いていますが、市民にとって大切な環境基本計画ですから、環境審議会の委員には粉じん被害の現状を知っていただくよう住民の声を聴いてもらう場を設けていただきたいと思います。市のお考えを伺います。

市民の方々の苦情・要望は環境規制課が集約しているため、必要な情報は環境規制課から環境審議会側に情報提供していきます。

住民の意見の把握

住民の意見は「様々な機会を通じて状況を把握している」ということですが、具体的には、いつ、どのような方法で住民意見を把握しているのでしょうか。さらに、住民意見を把握する場合は、公に確保（意見を受け取る窓口の設置など）されているのでしょうか？また、受け取った住民意見を公開するなど、住民意見の把握についてのルールは定められているのでしょうか。直接寄せられた苦情電話のみが、公的な苦情件数として環境審議会専門委員資料とされていますが、それが正確な実態だと思われていますか？

- ・粉じんに関する住民意見の把握は、電話や文書（市長への手紙を含む。）で行っています。
- ・住民意見の把握は、窓口として環境規制課が集約して行っています。
- ・住民意見の把握についてのルールはありません。大気環境保全専門委員会の審議においては、住民意見を集約して公表しました。また、「市長への手紙」制度においては、投書者の意向により公表可能とされたものは意見及び回答を公表しています。
- ・電話及び文書の苦情等により、地域の実情の傾向は概ね把握できるものと考えています。

情報共有の手法の検討

本市における情報共有の手法を引き続き検討していくとあるが、どのように検討するのでしょうか。

高炉が所在する自治体の事例などを確認することを考えています。

立入検査

9月以降おこなった立入検査の日付、検査項目、検査結果、その後の指導等、市からの指導等に対するJFEの対応について伺います。

日 付：令和2年9月8日（火）
検査項目：堆積場（3施設；西工場の原料ヤード）
検査結果：2施設は指摘なし。

1 施設（主に石炭を堆積）は、一部発じんが認められたため、発じんの未然防止に万全を期すよう指導した。

4. 村尾議員 決算審査特別委員会 環境経済分科会

- ①「事業者の自主的な取組みを進めるため、事業者と話をしている」とのことでしたが、具体的に事業者とは、いつから、何回、どのように話を行ってきたのでしょうか。

令和元年 12 月の提言を受けて以降、提言に関する意見交換を 5 回行っています。

- ②「市民からの苦情が断続的に寄せられているので、それをなくせる方向にしたい。」とのことですが、苦情がどのくらい少なくなればよいと考えていますか。目標値がありますか。

目標値は決めていませんが、可能な限り少なくなることが望ましいと考えています。

- ③「苦情にはその都度足を運んでいるが、全てを把握できていない」とのことでしたが、すべてを把握できていないというのはどういう意味でしょうか。どうして把握できていないのでしょうか。

市に寄せられた苦情等により地域の実情の傾向は概ね把握できているが、全数を把握することは困難であることを意味したものです。

JFE の取組みに対して

本年 6 月の JFE との面談の際、コークス炉周辺に堆積した（清掃していない）粉じんの写真を見せていただきました。事業者自身も「実は驚いた」と発言され、その後清掃をしたとして、清掃後の写真もを見せていただきました。

- ・コークス炉周辺に堆積した粉じん（未清掃の状況）について、これまで市の立入検査では指摘してこなかったのでしょうか？あるいは、これまでコークス炉周辺には立ち入り検査をおこなってこなかったのでしょうか。行われてこなかったのだとしたら、その理由は何でしょうか。

施設周辺の地面は大気汚染防止法上の施設に該当しないため、立入検査の対象とはしていません。コークス炉については、大気汚染防止法上の構造等に関する基準に定めるフードや集じん装置等が設置され、基準に適合していることを確認していたため、煙突から排出されるばい煙の基準の遵守状況の確認に重点をおいて立入検査を実施してきました。

- ・清掃によって粉じんが軽減される場合もあることから、敷地内の清掃の徹底や、粉じんが飛散する可能性のある隙間をふさぐなど、ふだんの丁寧な取組みも重要と考えます。こうした日常的な対策における市の指導はどのようにおこなっているのでしょうか。

これまで、堆積場など発じんの可能性が高いと思われる施設を中心に確認及び指導を行ってきており、それ以外の施設等については確認をしていません。

しかしながら、第 1 回千葉市大気環境保全専門委員会において、工場全体から見た発生源の把握が重要であるとの意見があったことから、今後、工場全体の発生源について整理した上で、確認していくことを検討しています。